AA19980064J1

読売 '98.10.20.

先生を大学院で再教育

40歳未満15－25％
2001年度開始目標

審議会答申案

文相の諮問機関である教育職員養成審議会（蓮見音彦会長）は十九日、小、中、高校の教員の資質向上のため、年間五千－一万三千人を大学院などで再教育することを求める答申案をまとめた。二〇〇一年度からの十年間で、四十歳未満（二〇〇〇年度末現在）の若手教員の15－25％が修士レベルの教育を受けることを目指しており、二十九日に答申案を有馬文相に手渡す。

答申案は今年六月の中間報告に沿ったもので、いじめ、不登校など様々な課題を抱える学校現場では、教員の資質向上が不可欠と指摘。その方策として、「可能な限り多くの教員」が大学院で最新の教育学や心理学を学んだり、担当教科の専門知識を深めたりするよう提言している。

現在、各都道府県には長期研修として教員を大学院に派遣する制度があるが、全国で年間千五百人にとどまっている。今回の答申案はこれとは別に、大学院入学を目的とした休業制度を新設し、多くの教員が休職扱いで大学院に通えるようにする。

大学院側には、現職教員を対象とした一年制コース、二年を超えても働きながら通える長期在学コースの開設や、都市部以外の教員向けの「出張講座」の実施なども求めている。

教員の希望とその学校の状況を考慮して対象者を決めるが、休職する場合は基本的に無給。学費も自己負担になる見通しだ。

文部省では、来年度から必要な法改正を行っていく方針。二〇〇一年度からの十年間で、四十歳未満の公立小、中、高校の教員の15－25％にあたる六万五千－十万八千人が専修免許を取得することを目指す。